

全 建 事 発 第 028 号
令和 2 年 5 月 18 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男
〔公 印 省 略〕

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の
対応について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、感染予防対策などを行うとともに施工に伴う「三つの密」発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう周知を図るなど、適切な対応を行うよう、国土交通省から地方公共団体および民間発注団体宛に別添のとおり、通知を行った旨の連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、土地・建設産業局の建設業に係る各種通知は、以下に掲載されており、情報は随時更新されます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

以 上

（担当）事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp